

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

令和4年8月29日

長岡市長 磯田達伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、長岡市ふるさと納税業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものです。

2 委託概要

- (1) 委託名 長岡市ふるさと納税業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (3) 委託内容 長岡市ふるさと納税業務委託仕様書のとおり

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとするものは、次のすべての要件に該当するものであることを要します。

- (1) 国又は地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去3年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) その役員に次のア又はイいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この公告日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) この公告の日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、令和4年9月5日（月曜日）午後5時までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」（第1号様式）を長岡市地方創生推進部なおか魅力発信課宛てに提出してください。

提出方法は、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと）、FAXまたは電子メールとします。

5 質問書の受付及び回答

4により参加表明書を提出した者は、令和4年9月9日（金曜日）午後5時までに、当該プロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（第3号様式）により質問することができます。

質問に対しては、令和4年9月16日（金曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

6 参加確認申請書及び企画提案書の提出について

当該プロポーザルに参加を希望する者は、「簡易評価型プロポーザル参加資格確認申請書」（第2号様式）及び企画提案書を次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 令和4年9月22日（木曜日）午後5時（必着）
- (2) 提出方法 郵送（到着が確認できるものに限ります。）
- (3) 提出場所 住 所 〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10

アオーレ長岡東棟3階

長岡市地方創生推進部ながおか魅力発信課

電 話 0258-39-5151 FAX 0258-39-2272

e-mail city-promo@city.nagaoka.lg.jp

7 企画提案書作成上の基本的事項

実施要領、仕様書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは「長岡市ふるさと納税業務」における取組方法等について提案を求めたものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部を作成及び提出するものではない。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ市と協議しながら行うものとする。

8 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者であり、かつ、ヒアリングの参加者である者で、次の要件に該当するものの中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定します。

- (1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が、予算額以内であること。

9 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

10 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出いただいた提案書は、返却しません。
- (3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、市に無償・無条件で帰属するものとします。

- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めません。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。
- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として、書類の提出にあたっては「4 参加表明書の提出」及び「6 参加確認申請書及び提案書の提出について」に記載のとおりとします。また、ヒアリングについては、感染症の拡大状況や緊急事態宣言の影響等によっては、変更または中止する場合があります。